

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等	委託業務番号	委託業務名称		委託業務場所	委託業務概要
	契約期間	契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	人権施策推進課	令和8年度 長人推第1号	長浜市人権尊重都市推進事業		長浜市八幡東町632番地（人権施策推進課内）	(1) 人権啓発及び人権学習に関すること (2) 人権啓発及び人権学習の推進に関する事項の調査研究に関すること (3) 関係機関・団体相互の連絡調整に関すること (4) その他推進会議の目的達成に必要な事項に関すること
	令和8年4月10日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月10日	3,655,000円	長浜市八幡東町632番地（人権施策推進課内） 長浜市人権尊重都市推進会議 会長 早川紀久子	当事業の性質・目的上、競争入札には適さないため、市民に対する人権啓発及び人権学習を総合的に推進し、すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現を目指し組織された団体である「長浜市人権尊重都市推進会議」を契約の相手方に選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	人権施策推進課	令和8年度 長人推第41号	デジタルスキルを生かした女性の新しい働き方支援事業		長浜市北船町3番24号	(1) デジタルスキル習得のための講座企画及び運営に関すること (2) 講座終了後の就業支援に関すること (3) その他、当事業の目的達成に必要な事項に関すること
	令和8年4月22日 から 令和9年3月31日 まで	令和8年4月22日	1,572,000円	長浜市北船町3番24号 合同会社LOCO 代表社員 宮本麻里	当該事業は、育児や介護等で働く時間や場所に制約のある女性が、デジタルスキルを習得し育児・介護等のライフステージや生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にするデジタル分野の就労につなげることで、生活と仕事の両立ができる環境づくりを促進することを目的としている。 委託先の「合同会社LOCO」は、働きたい女性と地域の企業両者の課題解決のための事業を行っており、すでにデジタル技術を活用した柔軟で新しい働き方の構築の土台ができています。これを基にして、実践性の高い教育の実施や、就業に関して地域に密着した情報に基づくサポートを行うことのできる事業者が「合同会社LOCO」であり、契約の相手方に選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号